

高知県求人情報発信等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県求人情報発信等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、県内の事業者が行う求人情報の発信等の採用活動を支援することで、求職者が県内で就職・転職することを促進し、UIターン者の増加と若者の県外転出の抑制を図るとともに、採用者の増加による県内事業者の人材確保を促進することを目的として、次条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 高知県内に本社又は事業所を有する事業者であること。
- (2) 補助金の交付申請時において、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度で1部門以上の認証を取得していること又は他の認証制度（くるみん、えるぼし等）において認証を取得しており、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度の要件を満たすことが明らかであること。
- (3) 期間を定めないで雇用される労働者（新卒又は中途の別は問わないものとする。以下「正規雇用労働者」という。）を雇用し、高知県内で継続的に勤務させる予定があり、かつ、補助事業完了後も高知県内で事業を継続する意思があること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営む者でないこと。
- (5) 次条に規定する補助対象事業について、国等他の機関から同種の補助を受けておらず、今後も受ける見込みがないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、正規雇用労働者の採用を目的に、当該事業所において新たに取り組む事業のうち、次に掲げるものとする。

(1) 求人情報の発信に関する事業

県内事業者の求人情報を幅広く求職者に閲覧してもらうため、大手求人サイトなど就職情報媒体に求人情報を掲載する事業や、採用情報をホームページや合同企業説明会等で求職者に分かりやすく発信・PRする事業など。

(2) 採用力の向上に関する事業

県内事業者が採用活動を効率的に行うため、デジタルツールを活用した採用管理ツールの導入や、社内の人事制度を見直すために必要な外部人材を活用する事業など。

(補助対象経費、補助率、補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助率、補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書、別記第2号様式による誓約書兼同意書及び知事が必要と認める書類を事業開始の30日前までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付額を決定するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に該当する場合を除く。

(指令前着手の届出)

第8条 補助事業者は、工程等の都合により前条の規定による補助金の交付の決定の前に事業に着手しようとする場合は、事前に別記第3号様式による指令前着手届を第6条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わ

なければならないこと。

- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。

(補助事業の変更又は中止等)

第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第 4 号様式による変更（中止）等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額を 30 パーセントを超えて減額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 知事は、前項の規定による補助金変更（中止）等承認申請書の提出があったときは、その内容の適否について決定を行い、別記第 5 号様式による補助金変更（中止）等承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 11 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第 2 のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(財産処分の制限等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち消費税及び地方消費税を除く取得価格が 10 万円以上の施設財産、機械装置及び備品等（以下「取得財産等」という。）については、別記第 7 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大

蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第8号様式による取得財産の処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 4 補助事業者は、第2項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第6号様式による補助事業実績報告書により、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の実施年度の2月26日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。なお、本事業における補助事業完了日は、補助事業者が補助対象経費を支払った日とする。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額)を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金額の確定等)

第14条 知事は、前条の補助事業実績報告書を受領し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、第11条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(遂行状況の報告等)

第 16 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(関係書類の保存)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(事業成果の報告)

第 18 条 知事は、補助事業者に対し、事業実施年度の翌年度から 3 年間事業成果等について報告を求め、又は必要な調査を行う場合がある。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(グリーン購入)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 20 条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(知的財産)

第 21 条 補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

(県内発注)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産

推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第12条、第13条第3項、第15条から第18条まで、第20条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率、補助限度額
(1) 求人情報 ^{※1} の発信に関する事業	① 求人広告の掲載に係る経費 ^{※2} <ul style="list-style-type: none"> ・就職転職サイト^{※3}や求人情報誌に求人を掲載する広告料 ・WEB広告等で自社の求人情報を発信するための委託料 ② 採用PRツール制作に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・自社の採用ホームページの開設又は改修に要する委託料 ・採用活動に活用するPR動画又はチラシ等の制作に要する委託料 ③ 採用イベントの参加に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・合同企業説明会^{※4}の出展料(参加旅費・宿泊費は除く) ④ その他求人情報の発信に関する経費として知事が認めるもの	補助率：3分の2以内 補助限度額：350万円 (ただし、補助金の額が10万円に満たない場合は補助対象外とする)
(2) 採用力の向上に関する事業	① 採用活動の効率化に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・採用管理システムのサービス利用料^{※5} ② インターンシップに係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの受入れに係る参加者の謝金、旅費、宿泊費、保険料(傷害保険、賠償責任保険) ③ 社内制度の整備・見直しに係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・人事制度に関する社会保険労務士等の専門家謝金、旅費、宿泊費 ・人事担当者の採用力向上を目的とした研修の参加料、講師謝金 ④ その他採用力の向上に関する経費として知事が認めるもの	

※1 採用時点で高知県内での就業を条件とする求人に限る。

※2 (1) ー①の事業を実施するに当たっては、掲載しようとする広告媒体に申請日時点で同様の求人情報を掲載してないこと。

また、求人広告の掲載に当たっては、無料で求人情報等を掲載する以下のサイトに申請日時点で求人等を掲載することを要件とする
(各サイトの掲載要件を満たした求人に限る)。

①中途採用：高知求人ネット（(一社) 高知県U I ターンサポートセンターが運営する県外の求職者を対象としたサイト）

URL : <https://kochi-iju.jp/jinzai/>

②新卒採用：高知おしごと部（高知県が運営する高知で働くことに興味のある学生等を対象としたサイト）

URL : <https://kochi-student-job.jp/>

※3 就職転職サイトとは、一般求職者及び学生等への就職転職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトをいう。

※4 採用活動の一環として実施する合同インターンシップのイベント等も含む。また、イベントの形式はオンライン形式、対面形式の別を問わない。

※5 補助事業の実施に当たり新たに必要となる機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費（補助対象期間に相当する負担額に限り、補助の対象とする。なお、申請日時点で契約済みのサービス利用料等は補助対象外とする。）

※ その他補助対象とならない経費（例）

- ・事務用品等の消耗品
- ・汎用性が高く、使用目的が本業務の遂行に必要なものと特定できない物の調達費
- ・役員、社員等の人件費
- ・店舗又は事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等
- ・火災保険料、地震保険料及び車両保険料等各種保険料（インターンシップの受入れに係る保険料を除く）
- ・公租公課（消費税及び地方消費税）
- ・振込手数料及び代引き手数料
- ・その他補助することが適当でないと知事が認める経費

別表第2(第7、9、11条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。